

保育所等訪問支援の手引き

保育所、幼稚園、認定こども園版



鳥取市地域自立支援協議会

「保育所等訪問支援」について 事業の概要

事業のあらまし

「保育所等訪問支援」の特色は、保護者の依頼に基づいてサービスを利用することができる点です。元来、本事業は法的にも（児童福祉法第6条2の2）、財源的にも義務的経費（H24.3.14 厚生労働省告示第122号等）として国が地域とのインクルージョン（障がいのある児童が地域へ参加すること）を推進するため始まりました。

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校（中学校）、義務教育学校、特別支援学校等に通う障がいのある園児、児童、生徒が抱える課題を解決し、集団生活ができるように専門的な支援を行う福祉サービスです。

事業の内容

具体的には、訪問支援事業所の訪問支援員（児童指導員、保育士、心理担当職員、作業療法士等の医療専門職）が保育所、学校等を訪問して、日常活動の場で現場の職員とともに児童に指導し（直接支援）、保育者や教員等に情報提供や接し方等の助言などの間接支援を行い、集団生活に参加できるように支援します。

巡回指導とは異なり、作業療法士や言語聴覚士等の専門職の訪問支援員が活動の支障がないように、活動中に対象児に直接支援を行い、あわせて担任・担当の方に専門的な見地から支援方法を提案したり、一緒に支援を検討する点がこの福祉サービスの特色です。

利用について

利用にあたっては、保護者が障がい福祉課の窓口へ赴き、障害福祉サービス利用の手続きを行うことが必要となります。

このため、従来から園以外の児童支援事業所に通い、障害福祉サービスを利用している園児の利用が多いのですが、園より「保育所等訪問支援」の利用について保護者へ提案をしていただいても支障はありません。

巻末に鳥取県東部圏域で保育所等訪問支援を行っている訪問支援事業所と障害児相談支援事業所^{*1}の一覧を掲載していますので参照ください。

^{*1} 障害福祉サービスを利用する場合、障がい福祉課に「障害児支援利用計画」を提出する必要がある、利用希望者はケアマネジメントを行う相談支援専門員と契約を結んで「障害児支援利用計画」を作成することが必要とされています。

「保育所等訪問支援」について

（１）事業の概要

障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するため、保護者からの依頼に基づき、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が、一般的な子育て支援施設や教育の現場に訪問し、一緒に過ごす子どもたちや職員と安心して過ごせるよう、環境調整や望ましい関わり方等、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

（２）対象児

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通い、集団での生活や適応に専門的な支援が必要と認められた子ども。

※集団生活への適応状況から、支援の必要性を判断する。

※障がい児の認定に当たっては、医学的診断や障害者手帳の有無は問わない。手続きには医師の意見書要。

（３）訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園 ・ 小学校、特別支援学校
- ・ 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

（４）提供するサービス内容

訪問支援員が、保育所や学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

①直接支援：保育の妨げにならないよう十分に配慮をしながら、行動観察や集団活動に加わって支援を行います。

②間接支援：直接支援によって得られた提案や成果、対応方法、環境設定等について担任等に伝えます。

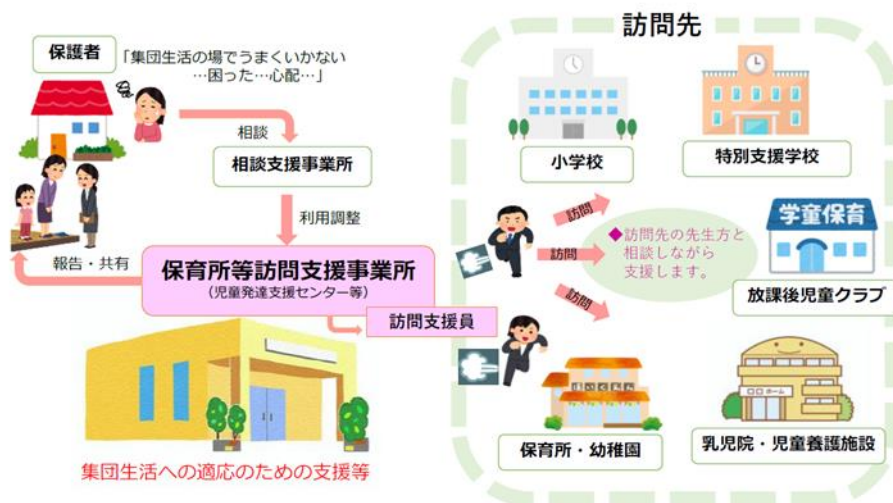
- ・ 1 か月に 1 回程度を目安とします。状況、時期によって訪問頻度は変化します。
- ・ 標準的には、直接支援及び間接支援合わせて 1 時間半～半日程度です。
- ・ 訪問支援員は、支援内容を保護者に報告し、保護者支援の一翼とします。

（５）職員

管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員

※訪問支援員は、障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者。

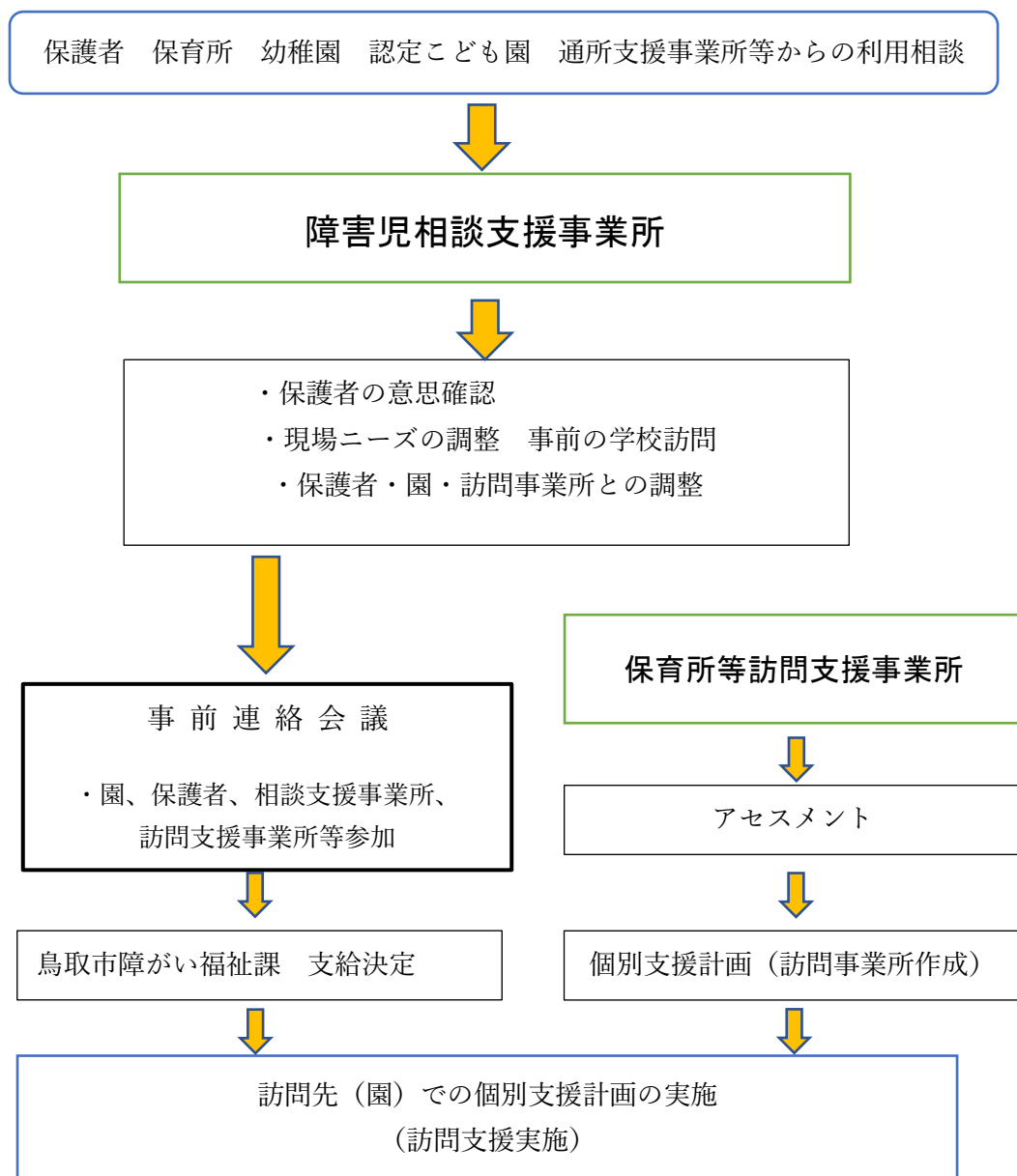
(6) 保育所等訪問支援のイメージ図



「令和4年3月1日 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 鳥取県における学校と障害児通所支援事業所等の連携について」より抜粋

(4)は「平成29年3月 一般社団法人 全国児童発達支援協議会 保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究報告書」より一部追加。

保育所等訪問支援 受付の流れ



受付について

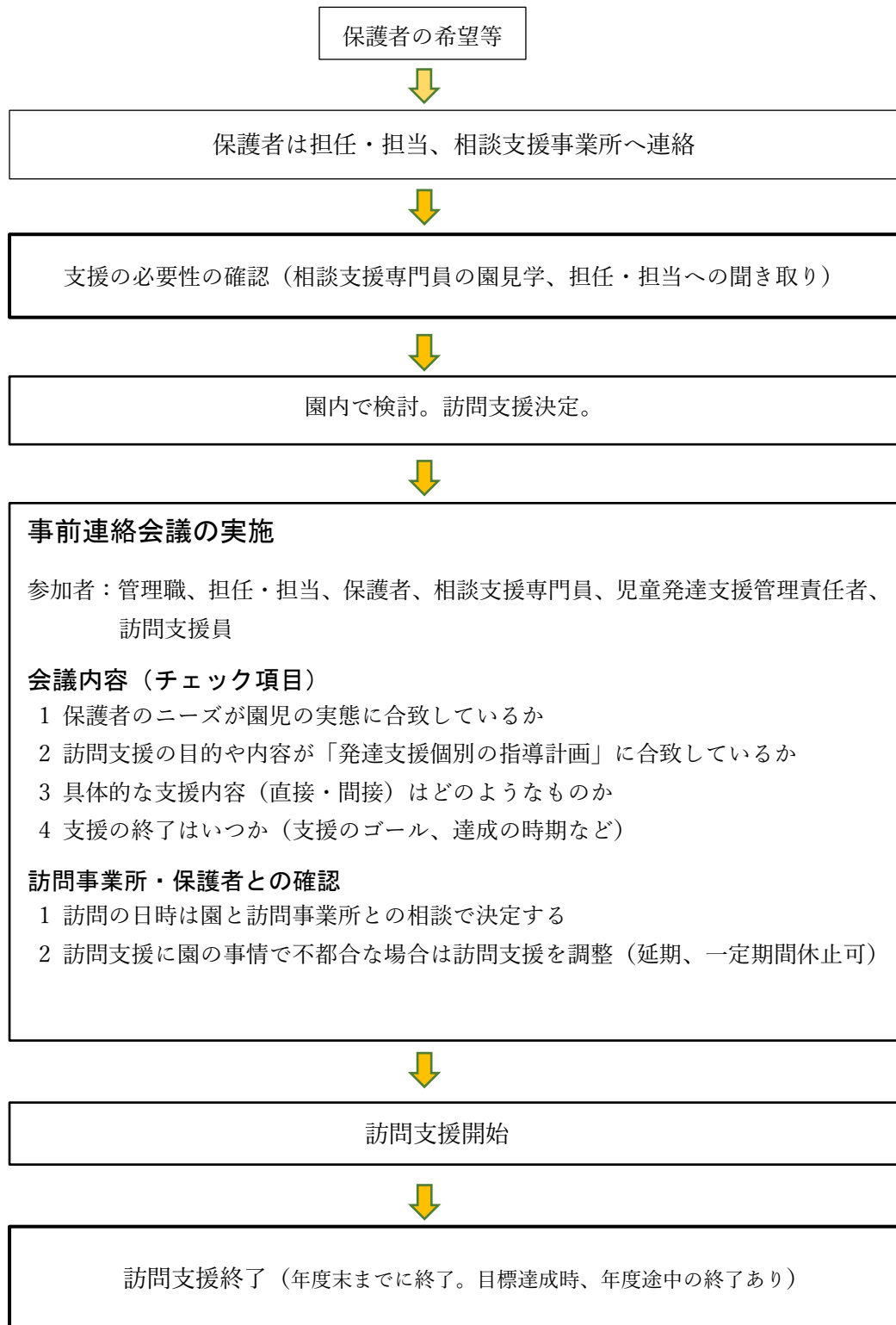
ア 保護者から イ 園から ウ 相談支援事業所から エ 通所事業所（児童発達支援事業所など）からの勧め等によって支援の検討を始めます。

保護者の意思確認が必要となりますが、園児の実態を考慮した結果、支援の必要を見合わせることも可能です（園長判断）。

支援を行う場合は、直接相談支援事業所（巻末に掲載）に連絡をします。本事業に不明の点があれば鳥取市障がい福祉課に相談します。

なお、本事業を利用される方の費用の負担については、年少児以上は費用は発生しません。

保育所等訪問支援 支援の流れ



保育所等訪問支援 実施までの手順

原則、保護者の希望→園での園児の実態把握→園内検討会→事前連絡会議の手順で行います。

1. 保護者の希望（ニーズ）

本事業は保護者のニーズから支援を検討する事業であるため、保護者の希望を基に訪問支援実施の検討に入ります。

ただ、保護者の訴える目的が曖昧であったり、漠然とした不安感からくる依頼も多いため、相談支援専門員の事前見学を踏まえ、園長、担任・担当との間で必要な支援か否かを事前に相談します。

相談支援専門員は園児の抱える課題に対する支援として妥当かどうか、また現場の職員にニーズが存在するか、それぞれのニーズのすり合わせと訪問支援の内容を明確にします。

2. 園での児童の課題の確認

相談支援専門員は保護者からのニーズを整理した上、訪問する園の園長に連絡の上、活動中の園児の様子を見学します。

相談支援専門員は見学後、または都合のつく時間に担任・担当と児童の課題に対して聞き取り、支援の必要性を検討します。

3. 園内検討会

園児を担当する相談支援専門員からの保育所等訪問支援の説明を受けた後、園内で訪問支援の検討を行います。

保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所の訪問支援員が来園し、実際に園児に支援をしながら活動する直接支援と、訪問支援後に担任・担当と課題解決や支援方法の確認等の時間を取って協議する間接支援が行われます。

このため、訪問支援を行う場合、園にとっての時間的、物理的負担（1時間半から半日、他の園児の刺激等）も生じることもあるので、訪問支援を導入する場合は慎重な検討を要します。

園での現状を考慮した結果、実施を見合わせる場合も園児の様子を丁寧に保護者にお伝えしたり、他の訪問事業の利用を検討します。

4. 事前連絡会議について

支援の必要があると判断した場合は、事前連絡会議を行います。

一般的に事前連絡会議には、保護者、管理職、担任・担当、相談支援専門員、児童発達支援管理責任者、訪問支援員の参加となります。

園側の参加者は管理職、担任・担当は必須ですが、他の職員の出席は園の判断に委ねます。事前連絡会議では、

4-1. (会の目的について)

保育所等訪問支援について、また保護者のニーズについて相談支援専門員が説明。

4-2. (児童の園での現状・課題について)

- ① 担任・担当より
- ② 相談支援専門員より

それぞれが、園での園児の現状を説明します。

4-3. (検討事項)

今後行う支援についてニーズを絞り込むと同時に、支援にあたって確認しなければならない事項を絞り込み、それぞれのニーズのすり合わせを行います。

- ・保護者（及び園児）のニーズが園児の実態に合致しているか
- ・訪問支援の目的や内容が「発達支援個別の指導計画」に合致しているか
- ・担任・担当にとって訪問支援の必要性があるか
- ・具体的な支援内容はどのようなものか
 - ア. 訪問の頻度はどれくらいか
 - イ. 直接支援の内容はどのようなものか
 - ウ. 間接支援の内容はどのようなものか
- ・支援の終了はいつか
 - ア. 支援のゴールの設定
 - イ. 終了の時期の設定
 - ウ. 開始月、モニタリング月、評価について 確認します。

また、会議では目標が達成されたら、訪問支援の終了することを確認します。

5. 訪問支援の開始と実施後

事前連絡会議で訪問支援の決定後、訪問支援を行います。**支援日時や時間、支援日程の間隔などについては、園の都合もあるので、行事などに差し支えない日時を指定して訪問支援を実施します。(園長判断可)**

令和6年度から、園による訪問支援事業所への評価もあります。(p.13 参照)

6. 相談支援専門員との関係

本事業のケアマネジメントを行うのは相談支援専門員で、園、保護者、訪問支援事業所の間に入って本事業を進めていただきます。このため、事業について判断に迷ったり、支援について疑問がある場合は相談支援事業所（巻末に掲載）に連絡を取り、相談します。

本事業は単に保護者の意向、または訪問事業所の意向のみで行うことはできません。障がいのある園児の課題解決のための支援であり、すべての関係者の協力関係があって成り立つことは言うまでもありません。

保育所等訪問支援 **Q&A**

Q 1：実施頻度は「1 か月に 1 回程度を目安」となっています。定められたとおりに実施しないといけませんか？

A:対象となる子どもの状況、時期によって頻度は変化させて構わないとされています。障害児支援利用計画や個別支援計画の中で適切な頻度を設定するとともに、適宜評価し、児童の実態にあった形で相談支援専門員、訪問支援事業所と相談し、その時期の状況に合った頻度を設定するとよいでしょう。

Q 2：支援の終了の時期は、どのように決めればよいでしょうか？

A：①目標が達成された時

②状況が変化した時：就学や、転園・退園など、現在実施している機関へ通うことがなくなった場合

③あらかじめ、「年度末」「開始から 1 年後」というように終了の期限を設けることができます。

いずれの場合も契約書や重要事項説明書などに明記し、転園や退園に際しては相談支援専門員とともに連絡を確実に行うことが必要です。

Q 3：直接支援の具体例を教えてください。

A：・園において 1：集団で音楽活動をしている時に、大きい音が苦手なために参加できない子どもに対して、訪問支援員が直接対応を行って、音への対応を図りつつ、集団参加を促す取り組みを行いました。

・園において 2：園での活動中に気持ちの切り替えが難しい園児に対して、訪問支援員が園児のそばで活動を観察し、場に合った活動ができるよう園児に関わり、担任・担当といっしょに活動に取り組みました。

Q 4:支援の時間帯について

A:制度的に望ましいと指定されている時間はありません。本人の状態と課題に合わせて時間設定することが望ましいと思います。たとえば登園時に母子分離がうまくいかない子どもであれば、登園時に実施します。日常生活が課題であれば、その時間帯に実施します。自由保育や設定保育の場面、給食時ももちろん対象にしてよいでしょう。

いずれにしても、日常の活動を邪魔しないことが原則であり、本人の課題と訪問先の状況を考慮した柔軟な設定が望まれます。

時間に定めはありませんが、訪問事業所の訪問支援内容、プランを事前に園（担任・担当）と共有し、訪問当日は職員も内容を理解した上で訪問支援を実施することが大切です。

Q5:間接支援の具体例を教えてください。

A:「直接支援の Q&A」で述べた直接支援の内容を伝達することがあげられます。行動観察した情報をもとに、指導方法や対応方法について提案することもあります。

発表会や運動会などへの参加方法の検討、練習方法の検討なども、生活を支援するうえでは必要なこともあります。

Q6:保護者から保育所等訪問を利用したいとの要望がありましたが、園児の活動を見る限りでは訪問支援の必要性が感じられません。このような場合でも訪問支援を受けなければならないのでしょうか？

A:保育所等訪問支援は、保護者と訪問先、事業所間の信頼関係があって初めて成り立つ事業であり、どちらかが不信感をもったままでは適切な支援ができません。

園の対応がうまくいっていて、保護者が感じている心配が不要であったり、指導の必要性が感じられない場合もあります。園の様子を把握し、支援の必要性の有無を適切に判断していくことも重要です。保育所等訪問支援が必要ない場合も保護者の納得が得られるよう、園での子どもの姿をていねいに報告するなどの対応が保護者の安心感につながります。

『障害児通所支援ハンドブック』 全国児童発達支援協議会監修 エンパワメント研究所より
(一部改)



保育所等訪問支援事前会議 会議次第

事前会議では以下の内容を協議します。相談支援専門員による会議進行が行われます。

1. 会議の目的と保育所等訪問支援について

2. 園での〇〇さんの発達課題について

3. 検討

①保護者（及び〇〇さん）のニーズと〇〇さんの実態について

②訪問支援の目的、内容と「発達支援個別の指導計画」との整合性について

③具体的な支援内容について

ア 直接支援（こども本人に対する支援）の内容

イ 間接支援（訪問先施設の職員に対する支援）の内容

ウ 訪問の頻度について

④訪問支援の終了と評価について

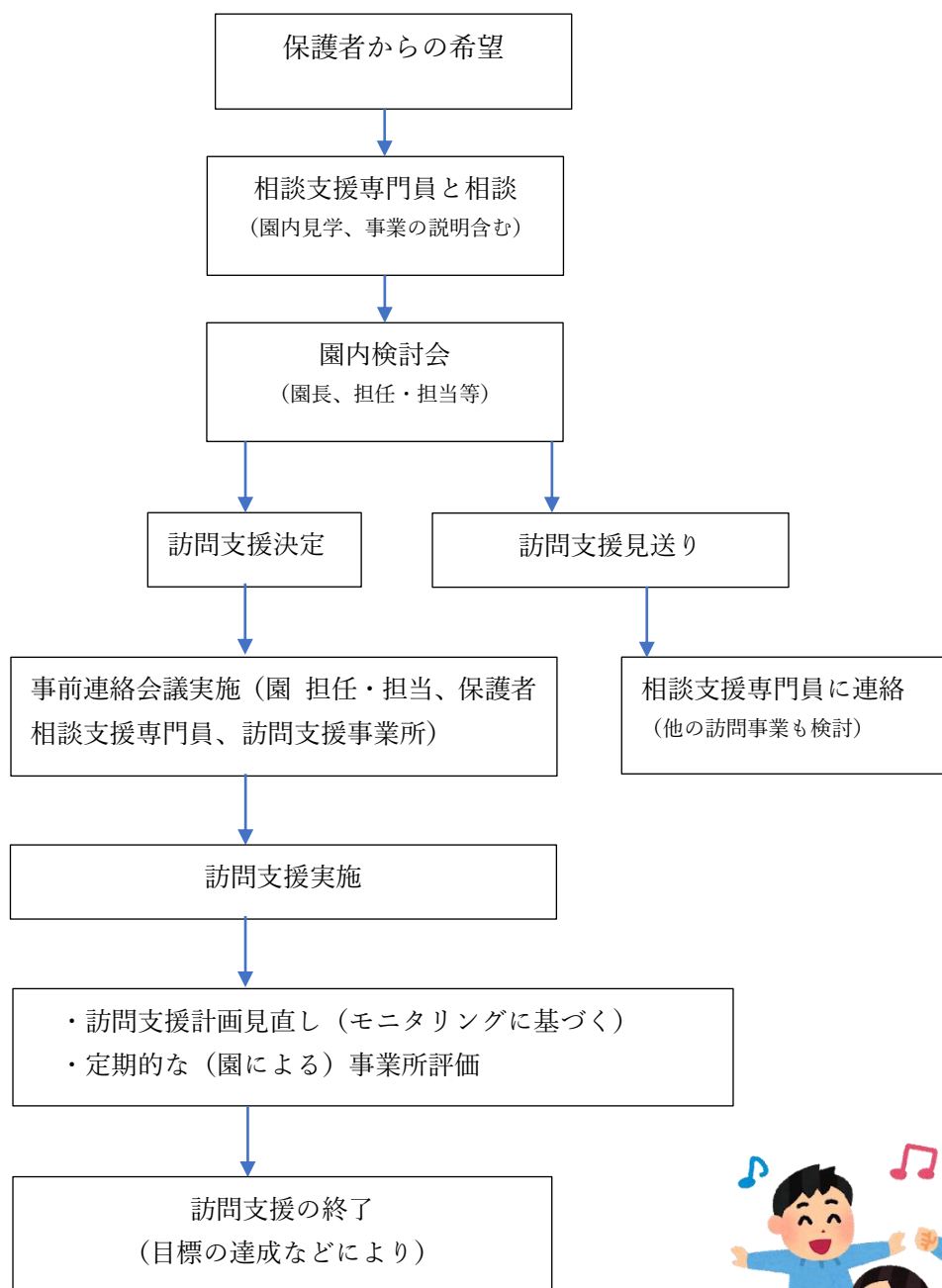
ア 支援のゴール

イ 終了の時期

ウ 開始月、モニタリング月、評価について

4. その他

保育所等訪問支援の実施から終結までのフローチャート



保育所等訪問支援の実施について

・保育所等訪問支援の方法

こども家庭庁「保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）（詳細版③）」より抜粋

- 1 こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等によるアセスメントにより把握したニーズに基づき、訪問先施設の都合に合わせながら訪問日の日程調整を行った上で学校等を訪問する。
- 2 こどもの様子を丁寧に観察し、こども本人に対する支援（集団生活への適応や日常生活動作の支援など）や訪問先施設の職員に対する支援（こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など）、支援後のカンファレンス等におけるフィードバック（支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など）を提供することを通じて、こどもの集団生活への適応を支援するとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や環境の調整などについて助言を行う。
- 3 訪問支援の実施後は、家族への報告を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していく。

*なお、訪問支援事業所は、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」の内容を理解するとともに、これに加え、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領」、「特別支援学校幼稚部教育要領」、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」、「特別支援学校高等部学習指導要領」、「放課後児童クラブ運営指針」、「児童館ガイドライン」の内容についても理解し、留意しながら、支援に当たる必要がある。とされています。

訪問時間について

- 1 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、こども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援、支援後のカンファレンス等におけるフィードバックを行うものであり、支援の提供時間については、保育所等訪問支援計画に定めた上で、30分以上とすることが求められている。
- 2 ただし、保育所等訪問支援が、こども本人の行動観察や、集団生活への適応や日常生活動作の支援、訪問先施設のこどもへの支援力向上のための支援を丁寧に行うものであることを踏まえると、こども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、訪問支援後のカンファレンス等を通じた訪問先施設への報告は30分程度は行うことが基本になると考えられる。

このように、令和6年度より訪問支援の内容がより具体的になりました。

各園により事情があるので、上記は原則的、一般的な事業内容として認識いただきたい

と思います。

また、令和6年度より「定期的な訪問先施設評価」も始まっており、訪問支援事業所へのご協力もお願いします。

こども家庭庁のガイドラインをもとに、以下のような評価表を訪問支援事業所から各園に配布されるので、忌憚のないご意見、評価をお願いします。

○訪問先施設からの事業所評価表

(訪問先施設の皆さまへ)

○ 本評価表は、保育所等訪問支援事業所を受け入れている訪問先施設の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかに○を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	ご意見
1	訪問支援員からの助言や説明は、具体的でわかりやすく、取り入れやすいものですか。				
2	訪問支援員の支援に対する知識・技術等に満足していますか。				
3	訪問支援員は質問に対して、適時・適切に回答してくれていますか。				
4	保育所等訪問支援を利用したことで、課題や困りごとが解消または軽減されましたか。				
5	事業所からの支援に満足していますか。				
その他、お気付きの点をご記入ください。					

支援に対する苦情について

実際に訪問支援が始まってから課題が生じることも多々ありますが、支援内容に関する疑問がある場合は、「令和6年7月版こども家庭庁保育所等訪問支援ガイドライン」には以下の見解を示しています。

（４）障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し（p.20）

- 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度や支援の継続の要否についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。

と定めているので、課題や疑問がある場合は、事前連絡会議を主催した相談支援事業所と相談し、担当者会議等を行って問題の解決に努めてください。

また、先述のガイドライン「7. 訪問先施設との関わり ④苦情解決対応（p.41）」では、（訪問支援事業所の）

- 設置者・管理者は、保育所等訪問支援に対する訪問先施設からの苦情受付窓口について定め、訪問先施設に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。

としているので、訪問支援事業所に遠慮なく苦情をお伝えください。

鳥取県東部圏域で保育所等訪問支援を行っている事業所

事業所名	所在地(連絡先)	訪問支援員の資格等	対象児
こどものつむぎ 1号	鳥取市行徳 0857-30-6976	作業療法士、保育士、 児童指導員、理学療法士	身体、知的、発達関連
たんぽぽ	八頭郡八頭町 0858-71-0521	言語聴覚士	言語・学習関連
つぼみ畑	鳥取市覚寺 0857-50-1425	心理士、保育士、児童指導 員	知的、発達関連 * 原則つぼみ畑利用者のみ 対象。
こどものつむぎ 2号	鳥取市行徳 0857-30-5302	作業療法士、保育士、児童 指導員	身体、知的、発達関連
鳥取療育園	鳥取市江津 0857-29-8889	作業療法士、理学療法士、 言語聴覚士、保育士、児童 指導員等	身体・知的・発達・言語・学 習関連 * 鳥取療育園外来受診者の み対象。
ほどきのとっと	鳥取市国府町 0857-50-0603	心理士、保育士、作業療法 士	知的、発達関連

鳥取市指定認可順
令和6年9月現在



鳥取県東部圏域 障害児相談支援事業所一覧

事業所名	所在地	連絡先
障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野 2259-17	0857-59-6036
障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目 104-2 (さざんか会館内)	0857-22-9511
相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町一丁目 131	0857-36-1151
地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野一丁目 118-18	0857-30-7677
相談支援センターゆくり	鳥取市相生町二丁目 405	0857-20-0222
鳥取介護サービス 相談支援センター	鳥取市古海 707-1	0857-30-1696
鳥取市相談支援事業所わかくさ (主な対象者は未就学の方)	鳥取市湖山町西一丁目 512 (国際・交流センター2階)	0857-31-6839
フレンドシップ	鳥取市市場四丁目 36	0857-53-0789
松の聖母サポートセンター	鳥取市伏野 1558-3	0857-30-0270
鳥取医療センター (療養介護利用者対象)	鳥取市三津 876	0857-59-1111
相談支援センターにじいろはんず	鳥取市千代水一丁目 39	0857-51-1205
いまる	鳥取市興南町 71-103	0857-21-1390
支援センターしらゆき	鳥取市千代水四丁目 43	0857-30-5700
相談支援事業所りえぞん	鳥取市湖山町北四丁目 743	080-9792-7879
相談支援事業所 C.C (シーツー)	鳥取市叶一丁目 1-5 ショッピングタウンユニオン 10号	0857-30-4511
たんぼぼ相談支援事業部	八頭郡八頭町井古 102-2	0858-71-0521
八頭町障がい相談支援センター れしーぶ	八頭郡八頭町船岡 1961	0858-73-0037

障害福祉サービスを利用する場合、障害児相談支援事業所は「障害児支援利用計画」を立案、作成して市の障がい福祉課に提出し、サービスの利用が可能となります。

障害児相談支援事業所は、担当する児童のケアマネジメントを行うとともに、他の福祉サービス等の相談にも応じています。

保育所等訪問支援に関するお問い合わせは、鳥取市障がい福祉課（Tel0857-30-8218）まで

